

I T・サテライトオフィス誘致W e b プロモーション強化業務 公募型プロポーザル応募要項

1 趣旨

この要項は、山口県業務委託プロポーザル方式実施要領（平成22年4月1日施行）に基づき、「I T・サテライトオフィス誘致W e b プロモーション強化業務」に係る業務を委託する者を決定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

I T・サテライトオフィス誘致W e b プロモーション強化業務

(2) 業務の内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日の翌日から令和3年3月31日まで

(4) 予算限度額

5, 291, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) この手続の開始の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

4 参加表明書の提出

この手続への参加を希望する者は、「参加表明書（別記様式1）」を提出すること。

(1) 提出方法

持参、郵送、F A X又は電子メールによること（F A X又は電子メールで提出する場合は、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと）。

(2) 提出先

「10 問い合わせ先・提出先」のとおり

(3) 受領期限

令和2年12月10日（木） 午後5時（必着）

5 質問の受付及び回答

質問がある場合は、「業務内容質問書（別記様式2）」を提出すること。

(1) 提出方法

持参、郵送、F A X又は電子メールによること（F A X又は電子メールで提出する場合は、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと）。

(2) 提出先

「10 問い合わせ先・提出先」のとおり

(3) 受領期限

令和2年12月10日（木） 午後5時（必着）

(4) 回答

令和2年12月14日（月）までに、個別の質問の場合を除き、参加表明書を提出した全ての者に対して、FAX又はメールにより回答する。

なお、回答の内容は、この要項、仕様書等を追加又は修正したものとして取り扱う。

6 応募書類の提出

(1) 提出書類

①参加申込書兼誓約書

別記様式3のとおり

※参加者の概要、実績等を記載

②企画提案書

様式任意

※A4版両面（様式及び縦・横任意）で作成する。（表紙、目次を含め20ページ以内）

<提案書の構成>

ア 実施にあたって必要不可欠な次の項目について、考え方も含めて文章または図表等で表現すること。

○動画制作の提案

・抽象的な提案ではなく、絵コンテなどを使い具体的な構成を提案すること。

○動画広告配信方法の具体的な提案

○360° 静止画制作の提案

イ 本業務の特徴等を踏まえた業務実施スケジュール

ウ 配置予定の総括責任者、業務担当者等の氏名、分担業務や委託者との連絡体制等を記載した業務実施体制

③業務実施に係る見積書（提案書とは別冊とすること）

任意様式

※費用に係る明細を含め、可能な限り明らかにすること。

(2) 提出方法

持参し、又は郵送すること。

ただし、持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

(4) 提出先

「10 問い合わせ先・提出先」のとおり

(5) 受領期限

令和2年12月18日（金） 午後5時（必着）

(6) 留意事項

- ①企画提案書等は1者1提案までとする。
- ②提出された書類は返却しない。
- ③企画提案書等を受け付けた後の追加、修正、削除は認めない。
- ④提出された企画提案書等が次のいずれかに該当するときは無効とする場合がある。
 - ア 虚偽の内容が記載されているもの。
 - イ 企画提案書等の内容や提出方法等が本要項の規定に適合しないもの。
- ⑤この手続において使用する文字サイズは、原則12ポイント以上とする。

7 委託事業者の決定・契約の締結

企業立地推進課競争入札等審査会において、提出された企画提案書等に係るプレゼンテーションを踏まえ、評価点方式により順位付けを行い、各審査員の合計点が最も高かった者を最優秀提案者とする。

(1) 審査会（プレゼンテーション）の日時等

令和2年12月23日（水）

※プレゼンテーションの時間、場所等の詳細は別途通知する。

(2) プレゼンテーションの実施方法

企画提案書による説明の後、質疑応答を行う。（説明20分、質疑応答10分）

(3) 審査の基準

別紙「企画提案書評価表」のとおり

(4) 審査結果

審査結果は、プレゼンテーションを行った全ての参加者に対し、後日、書面により通知する。
なお、審査結果に対する異議は受け付けない。

(5) 契約の締結

審査により最優秀提案者と決定された者と契約締結のための手続を行う。

8 委託事業者決定までの流れ

令和2年12月1日（火）	募集開始
令和2年12月10日（木）	参加表明書及び業務内容質問書の受領期限
令和2年12月14日（月）	質問への回答
令和2年12月18日（金）	企画提案書等の受領期限
令和2年12月23日（水）	プレゼンテーションの実施
令和2年12月下旬	委託事業者決定、契約の締結

9 その他

- (1) この手続に要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、協議により追加、修正、削除することがある。
- (3) 本業務により知り得た個人情報、県に無断で第三者に提供することはできない。
- (4) 参加者が次のいずれかに該当した場合、失格となることがある。
 - ①提出書類が期限までに提出されなかった場合
 - ②提出書類に虚偽の内容を記載していた場合

- ③審査委員、その他この手続の関係者に対して、この手続に関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④この要項に違反すると認められた場合
- ⑤その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

10 問い合わせ先・提出先

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

山口県商工労働部企業立地推進課 担当：藤村、久保

TEL：083-933-3145

FAX：083-933-3178

E-Mail：y-satellite@pref.yamaguchi.lg.jp